⑸　工期　①工事、②工事共に契約締結日の翌日から平成26年３月28日まで

⑹　使用する主要な資機材　①工事　コンクリート約8,600㎥、Ｈ形鋼材約410ｔ、ロックボルト約180ｔ　②工事　コンクリート約9,000㎥、Ｈ形鋼材約470ｔ、ロックボルト約130ｔ

⑺　工事実施形態

①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。（実施要領等については、国土交通省ホームページを参照　http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html）

②　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下技術提案）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。

③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑤　本工事は、トンネルの長期保証を規定した試行工事である。指定した指標に適合するように、覆工コンクリートの一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、覆工コンクリートの耐久性の向上を図るものである。

⑥　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。なお、補正係数については入札説明書に記載している係数とする。

⑦　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、土木工事標準積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年２月29日）に基づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⑧　本工事は、発注者が新たな積算方式を用いて積算を行う「施工パッケージ型積算方式」の試行工事である。（「施工パッケージ型積算方式」の詳細については、国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページを参照　http://www.mlim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm）

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成９年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記の要件を全て満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

経常建設共同企業体（甲型）にあっては、下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、何れか１社が下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。

⒜　内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上の施工実績を有すること。

⒝　掘削及び覆工の両方の施工延長が300ｍ以上の施工実績を有すること。

⒞　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、⒜、⒝は同一トンネルで施工した実績であること。

当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記③の要件を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

なお、本公告において申請できる技術者は、１名とする（上記１⑵に示した①及び②の工事で１名）。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を全て満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

⒜　内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上の施工経験を有すること。

⒝　掘削及び覆工の両方の施工延長が300ｍ以上の施工経験を有すること。

⒞　当該施工実績が適切なものであること。

なお、⒜、⒝は同一トンネル工事での施工経験であること。

申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記⒞の要件を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。